

協会通知

平成29年度蓄熱式ウォームマットの購入助成について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間平成29年10月1日～平成29年11月15日

予算オーバーの時は、予定枚数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1枚未満切捨て、但し最低数は1枚で、先ずアンケート提出者を優先し、次に先着順で決定します。）

(2) 2次受付期間 平成29年11月16日～平成29年12月22日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

平成29年4月1日から平成30年2月15日の間に、**新品マット等を買取（除く、割賦販売・クレジット等）**する会員事業者で、その際の商品価格（**除く消費税**）に対し助成を行う。

3. 対象商品

(1) エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器で（一社）鳥取県トラック協会が認めるもの。

①蓄熱式ウォームマット・ベッド等

②電気式の毛布・マット・ベット等（外部電源対応機器は除く）

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成金額（1機当たり）

購入価格（買取）の**2分の1**で限度額は、**10,000円**とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協100,000円

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

蓄熱式ウォームマット……3台

6. 申請時提出書類

①蓄熱式ウォームマット購入助成金申請書（様式1）

②購入商品のメーカー名・商品名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

7. 交付決定

蓄熱式ウォームマット購入助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後2か月以内

最終報告期限：平成30年2月15日（木）

提出書類

①蓄熱式ウォームマット購入助成事業実績報告書（様式3）

②請求書（写）…購入商品のメーカー名・商品名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

③領収を確認できるもの（領収書等（写））…請求書と同額なもの

9. 申請をされる方は、蓄熱式ウォームマット購入助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

蓄熱式ウォームマット購入助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 平成29年5月24日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、蓄熱式ウォームマット等を購入する際、鳥ト協がその代金の一部を助成することとし、環境対策推進事業の一貫として、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(対象商品)

第2条 対象となる商品は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器で、次に掲げるものとする。

- ① 蓄熱式ウォームマット、ベッド等
- ② 電気式の毛布、マットまたはベッド等（外部電源対応機器は除く）

(事業実施期間)

第3条 本制度による助成事業実施期間は、当該年度の4月1日より当該年度の2月15日までとする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、1枚につき購入価格の2分の1とし、10,000円を限度とし、千円未満は切捨てとする。

ただし、購入価格には、消費税を含めない。

(申込方法)

第5条 会員事業者は、様式1の「蓄熱式ウォームマット購入助成金申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

(購入方法)

第6条 会員事業者は、鳥ト協の発行した様式2の「蓄熱式ウォームマット購入助成金交付決定通知書」を確認のうえ購入する。

(助成金の精算方法)

第7条 購入した会員事業者は、代金を支払後請求書及び領収書を添付のうえ、様式3の「蓄熱式ウォームマット購入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を別途指定する日までに、鳥ト協へ提出する。

(助成金の返還)

第8条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

付 則

- (1) この要綱は平成12年10月1日より施行する。
- (2) 平成12年8月4日付 第4条の一部変更。
- (3) 平成17年11月1日付 第2条の一部変更
- (4) 平成18年10月25日付 第2条を変更
- (5) 平成22年9月29日付 第4条・第5条・第6条・第7条を変更
- (6) 平成23年6月21日付 第2条・第4条
- (7) 平成25年10月1日 一部改正
第1条・第5条・第6条・第7条
- (9) 平成29年5月24日 一部改正
第8条・第9条